

大阪広域水道企業団監査規程の一部を改正する規程を公布する。

平成31年 3 月 25 日

大阪広域水道企業団監査委員

代表監査委員 荻野 朝弘

大阪広域水道企業団監査委員規程第 1 号

大阪広域水道企業団監査規程の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団監査規程（平成23年大阪広域水道企業団監査委員規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 1－3 （略） <u>（泉南市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町及び岬町との水道事業の統合に伴う経過措置）</u> 4 <u>大阪広域水道企業団統合に伴う関係条例の整理に関する条例（平成30年泉南市条例第42号）第3条第1号の規定による廃止前の泉南市水道事業の設置等に関する条例（昭和42年泉南市条例第2号）に定める上下水道部、大阪広域水道企業団への水道事業統合に伴う関係条例の整理に関する条例（平成30年阪南市条例第19号）第8条第1号の規定による廃止前の阪南市水道事業の設置等に関する条例（昭和47年阪南市条例第80号）に定める上下水道部、大阪広域水道企業団との水道事業統合に伴う関係条例の整理等に関する条例（平成30年豊能町条例第25号）第9条第1号の規定による廃止前の豊能町水道事業の設置等に関する条例（昭和57年豊能町条例第13号）に定める上下水道部、忠岡町水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例（平成30年忠岡町条例第12号）の規定による廃止前の忠岡町水道事業の設置等に関する条例（昭和43年忠岡町条例第7号）に定める産業まちづくり部、大阪広域水道企業団統合に伴う関係条例の整理に関する条例（平成30年田尻町条例第18号）第3条第2号の規定による廃止前の田尻町水道事業の設置</u>	附 則 1－3 （略）

<u>等に関する条例（昭和41年田尻町条例第19号）に定める事業部上下水道課及び岬町水道事業の設置等に関する条例等を廃止する条例（平成30年岬町条例第28号）第1項の規定による廃止前の岬町水道事業の設置等に関する条例（昭和42年岬町条例第10号）に定める都市整備部に係る監査等（水道事業に係るものに限る。）のうち、別に定めるものについては、監査委員が、本規程に基づき実施するものとする。</u>	
--	--

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。